

## 法人税実務事例検討

## 申告減算による短期前払費用の税務処理

E Y 税理士法人 顧問  
税理士 石田 昌朗

## 本事例における留意点

翌期の賃借料を前払し、前払費用として資産計上した場合には、短期前払費用として申告減算によりその支払日の属する事業年度の損金の額に算入することはできない。

## 事 例

当社は販売業を営む 3 月決算法人であり、本社の賃借料については、当月家賃を前月末日まで支払う旨の契約を締結しております。

ところで、平成 27 年 4 月分の本社の賃借料 1,080,000 円は貸主である A 社に 3 月中に振り込みましたが、前払費用として会計処理してしまいました。

このような場合でも、短期前払費用として申告減算する税務処理が認められますか。

## 【当社の会計処理】

前払費用 1,080,000 円 / 預金 1,080,000 円

## I 本事例における法令等の検討

## 1 法人税法からの検討

当該事業年度の損金の額に算入すべきものとして法人税法第 22 条（各事業年度の所得の金額の計算）第 3 項及び第 4 項は、次のように規定しています。

「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、

次に掲げる額とする。

- 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
- 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの（法法 22 ③）」

「第 2 項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする（法法 22 ④）。」

これは、法人が各事業年度の損金の額に算入される原価、費用及び損失の額の計算に当たっては、別段の定めがある事項を除き、会社法その他法人の利益の計算に関する法令の規定及び一般に認められた適正な企業会計の原則に基づき、利益の計算上公正妥当と認められ、かつ、所得金額の計算上も合理的と認められる方法の適用を意図しているとされています。

## 2 法人税基本通達からの検討

法人税基本通達 2-2-14《短期の前払費用》において、前払費用の損金算入時期についての取扱いを定めています。

2-2-14 前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当該事業年度終了の時においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。以下 2-2-14 において同じ。）の額は、当該事業年度の損金の額に算入されないのであるが、法人が、前払費用の額でその支払った日から 1 年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認める。

(注) 例えば借入金を預金、有価証券等に運用する場合のその借入金に

係る支払利子のように、収益の計上と対応させる必要があるものについては、後段の取扱いの適用はないものとする。

このように、「前払費用の額でその支払った日から 1 年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認める。」と定めています。

## 3 国税庁質疑応答事例からの検討

国税庁の法人税に関する質疑応答事例の「短期前払費用の取扱いについて」を参考までに掲載いたします。

### 【照会要旨】

当事者間の契約により、年 1 回 3 月決算の法人が次のような支払を継続的に行うこととしているものについては、法人税基本通達 2-2-14《短期の前払費用》を適用し、その支払額の全額をその支払った日の属する事業年度において損金の額に算入して差し支えありませんか。

なお、次の事例 1 から 5 までの賃貸借取引は、法人税法第 64 条の 2 第 3 項に規定するリース取引には該当しません。

事例 1：期間 40 年の土地賃借に係る賃料について、毎月月末に翌月分の地代月額 1,000,000 円を支払う。

事例 2 : 期間 20 年の土地賃借に係る賃料について、毎年、地代年額 ( 4 月から翌年 3 月 ) 241,620 円を 3 月末に前払により支払う。

事例 3 : 期間 2 年 ( 延長可能 ) のオフィスビルフロアの賃借に係る賃料について、毎月月末に翌月分の家賃月額 611,417 円を支払う。

事例 4 : 期間 4 年のシステム装置のリース料について、12 ヶ月分 ( 4 月から翌年 3 月 ) 379,425 円を 3 月下旬に支払う。

事例 5 : 期間 10 年の建物賃借に係る賃料について、毎年、家賃年額 ( 4 月から翌年 3 月 ) 1,000,000 円を 2 月に前払により支払う。

#### 【回答要旨】

- 事例 1 から事例 4 までについては、照会意見のとおりで差し支えありません。
- 事例 5 については、法人税基本通達 2-2-14 の適用が認められません。

(理由)

#### (1) 本通達の趣旨について

本通達は、1 年以内の短期前払費用について、収益との厳密な期間対応による繰延経理をすることなく、その支払時点で損金算入を認めるというものであり、企業会計上の重要性の原則に基づく経理処理を税務上も認めるといふものです。

#### (2) 照会に対する考え方について

事例 1 から事例 4 までについては、基本的には、これを認めることが相当と考えられますが、一方では、利益が出たから今期だけまとめて 1 年分支払うというような利益操作のための支出や収益との対応期間のズレを放置すると課税上の弊害が生ずると認められるものについては、これを排除していく必要があります。

このため、継続的な支払を前提条件とすることや収入との直接的な見合関係にある費用については本通達の適用対象外とするということは、従来と同様、当然に本通達の適用に当たって必要とされるのですが、これに加え、役務の受入れの開始前にその対価の支払が行われ、その支払時から 1 年を超える期間を対価支払の対象期間とするようなものは、何らかの歯止めを置いた上で本通達の適用を認めることが相当と考えられます。

事例 5 のように、「その支払時(当年 2 月)から 1 年を超える期間(翌年 3 月)を対価支払の対象期間とするようなもの」は、短期の前払費用として認めないこととしています。

## II 本事例における取扱いの検討

### 1 期間対応による費用計上

法人税法においては、当該事業年度の損金の額とすべき金額は、一般に公正妥当と認められた会計処理基準に従って計算

された当該事業年度の損金の額と定めています。

また、上記 I 2 の法人税基本通達 2-2-14 においても、前払費用の額でその支払った日から 1 年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認めるとしております。

しかしながら、貴社は A 社に対して平成 27 年 4 月分の賃借料 1,080,000 円を支払っていますが、この 1,080,000 円を翌期の費用であることから前払費用として資産計上しており、会計処理においては費用処理していません。

## 2 短期前払費用の適用

上記 I 3 の国税庁質疑応答事例において

も、『本通達は、1 年以内の短期前払費用について、収益との厳密な期間対応による繰延経理をすることなく、その支払時点で損金算入を認めるというものであり、企業会計上の重要性の原則に基づく経理処理を税務上も認めるというものです。』と記載されていることから、企業会計上費用処理されたものを税務上も損金算入を認めるという趣旨であると考えられます。

そうすると、企業会計上費用処理せず資産計上したのものについてまで、税務処理により損金算入を認めるという趣旨ではないことから、申告減算による短期前払費用の適用はできないものと考えられます。

なお、前払費用として資産計上していることは、会計上当期の費用としないことを選択したものとも考えられ、税務処理による損金算入を認めることは相当ではないと考えられます。

(貴社)

### 【会計処理】

前払費用 1,080,000 円 / 預金 1,080,000 円

### 【税務処理】

前払費用 1,080,000 円 / 預金 1,080,000 円

### 【税務修正】

なし

(了)